

「にいがたふうど」ブランド構築・活用コンテンツ制作業務 委託仕様書

本仕様書は、新潟市が委託する「にいがたふうど」ブランド構築・活用コンテンツ制作業務の企画提案募集にあたり、必要な事項を示すものである。

なお、最終的な業務委託仕様書については、受託候補者決定後、協議の上、別途作成する。

1 業務名

「にいがたふうど」ブランド構築・活用コンテンツ制作業務

2 目的

「にいがたふうど」は、地理的・歴史的背景を踏まえながら、本市の豊かな食文化を掘り下げ、市内外へ広く発信するものであるが、今後、多様な主体による活用や連携を進めるためには、ブランドの思想や世界観を共有する仕組みが必要となっている。

本業務では、「にいがたふうど」の思想や世界観を整理し、新潟の食文化を読み解く共通言語として構築するとともに、その考え方を分かりやすく共有・発信するためのブランドブック及び各種コンテンツを制作し、今後の継続的なブランド展開につなげることを目的とする。

なお、本業務は単年度事業とするが、将来的な継続展開を見据えた持続可能なブランディング基盤の構築を重視し、行政、事業者、地域が共有可能なブランド構造の形成を目指すものとする。

3 履行期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務内容

本業務の実施にあたっては、「にいがたふうど」を行政が一方的に定義し発信するブランドではなく、生産者、料理人、流通事業者、教育関係者、観光関係者、市民など、多様な主体がそれぞれの立場から関わり、育てていくブランドとして捉えること。

そのため、受託者は、既存の取組や資料を踏まえるとともに、関係者へのヒアリングや意見交換等を通じて、「にいがたふうど」の価値や魅力、背景にあるストーリー、多様な視点を整理・分析し、ブランドの思想や世界観を言語化・構造化すること。

受託者は、本業務の実施にあたり、「にいがたふうど」を認定制度や品質基準として整理するものではなく、新潟の食文化を読み解き、多様な主体が共有・発信するための「共通言語」としてブランドを構築することを目指す。

業務内容は下記業務に必要となる企画、撮影、取材、編集、校正、デザイン、謝礼、交通費等全ての作業を含む。

(1) ブランド基盤の構築およびブランドブックの制作

ア 調査・ヒアリング

既存のリーフレット、「だから、おいしい。にいがたふうど」市公式noteアカウント掲載記事等を踏まえ、「にいがたふうど」のブランドの方向性を整理するため、生産者、料理人、流通事業者、食文化関係者、教育関係者、観光関係者等へのヒアリン

グや意見交換を実施し、本市の食文化を構成する要素や魅力、課題等を整理・分析すること。ヒアリング対象者の人選やアポイントメント等全ての業務を含む。

イ ブランド基盤の構築

ヒアリングや意見交換等を通じて、「にいがたふうど」のブランド構築及び今後の活用の基盤となる考え方や価値、ストーリー等を整理・言語化するとともに、ブランドステートメント、ブランドコンセプト等を策定し、次年度以降の取り組みについても検討すること。

ウ キービジュアルの制作

ア及びイで整理・構築したブランド理念、世界観及びブランドコンセプト等を視覚的に表現し、今後のブランド発信における共通の「顔」となるキービジュアルを制作すること。キービジュアルは、「にいがたふうど」のブランドイメージを一貫して伝えることができ、WEB、SNS、印刷物、イベント・プロモーション等、多様な媒体・場面で活用できるものとする。

また、今後の多様な活用を想定し、基本となるキービジュアルに加え、用途や媒体等に応じた展開案を3種程度制作すること。

具体的なデザイン、構成、展開方法等については、本市と協議の上、決定するものとする。

エ ブランドブックの制作

(ア) ブランドブックは、ア及びイで整理・構築した「にいがたふうど」のブランドの思想、世界観、ブランドステートメント、ブランドコンセプト等体系的に整理し、分かりやすく伝えるためのツールとして制作すること。

(イ) ブランドブックには、ブランドステートメント等のブランドガイドとしての要素に加え、本市の食文化を、その背景にある風土、自然、地形、気候、歴史、文化、人の営み等との関わりから読み解く視点を示し、「だから、おいしい。」に至る背景やストーリーを分かりやすく伝える内容とすること。

(ウ) 市民や市外在住の本市に関心を寄せる人など幅広い読者を想定し、「にいがたふうど」に初めて触れる人にも理解しやすく、親しみを持って読み進められる構成、表現とすること。

(エ) ブランドブックは日本語版及び英語版を制作すること。将来的な印刷・製本による活用を想定して企画・デザインするとともに、WEB上での閲覧・発信にも適したものとする。英語版は、日本語版の単純な翻訳ではなく、「にいがたふうど」のブランド理念や世界観、背景にあるストーリー等が海外の読者にも適切に伝わるよう、表現や翻訳方法を工夫すること。

(オ) ブランドブックは、本業務の趣旨及び用途を踏まえ、過度に冊子としての規模や仕様を求めるものではなく、ブランドの思想や世界観を分かりやすく伝え、多様な主体が「にいがたふうど」を理解・活用するために適した仕様とすること。ブランドブックのサイズ、ページ数、構成、用紙等については、本業務の趣旨及び用途に最適と考えられるものを提案すること。なお、現時点では、A5判・12ページ程度を想定しているが、これに限定するものではない。具体的な仕様については、受託者の提案を踏まえ、契約締結後に本市と協議の上、決定するものとする。また、日本語版及び英語版について、印刷・製本に使用可能な印刷用データ及びWEB用データを制作すること。なお、今年度は印刷・製本を行わないものとする。

(カ) ブランドブックの活用は、市ホームページへの掲載、SNS 等での発信、関係者や市民への共有、国内外でのイベントやプロモーション等を想定する。特に英語版については、海外からの来訪者や本市に関心を寄せる海外の人々への情報発信、国内外のイベント・商談・プロモーション等での活用を想定する。その他、本業務の目的達成に効果的な活用方法について提案がある場合は、積極的に提案すること。

(キ) 自由提案

上記内容はブランドブックに求める基本的な機能を示すものであり、本業務の目的をより効果的に達成できる構成、媒体、表現方法等については、積極的に提案すること。

オ 報告書

ヒアリング及び分析結果、ブランド基盤構築の考え方、ブランドステートメント、ブランドコンセプト、ブランドの目指す姿（ビジョン）及び今後の展開・活用の方向性等を取りまとめた報告書を作成すること。

(2) プロモーション動画の制作

ア 新潟の食や地域文化に関心を持つ方を主な対象とし、風土、自然、歴史、文化、人の営み等とのつながりを伝えることで、「だから、おいしい。」というブランドの考え方を理解・共感してもらうことを目的とした、プロモーション動画を制作すること。制作にあたっては、ブランドブック等との整合性を図ること。

イ 映像や写真を主体とし、「にいがたふうど」の世界観や魅力が直感的に伝わる、視覚的訴求力の高い動画とすること。

ウ 「だから、おいしい。」につながる本市の風土、人の営み、食文化等の背景やストーリーを伝え、「にいがたふうど」のブランド理念への理解と共感を深める内容とすること。

エ プロモーション動画として、アスペクト比 16 : 9 横型動画を 1 作品以上制作すること。また、SNS 等での活用のため、縦型動画も構成することとし、横型映像の機械的な切り抜きにとどまらず、縦型視聴に適した構図、冒頭表現、編集、字幕及び音響に再構成すること。

オ 動画の尺は 120～180 秒程度で想定しているが、具体的な尺に関しては契約締結後に発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

カ 国内外でのイベント、市公式 Youtube 及び SNS（インスタグラムリール動画、YouTubeshorts 等）など、多様な媒体での活用を想定したものとする。

キ 撮影に当たっては、4K 相当以上を基本または推奨とすること。

ク 納品については、YouTube 及び SNS 等でそのまま使用できるフル HD 以上の 16 : 9 版及び 9 : 16 版を納品すること。

ケ 字幕なし版、日本語字幕版、英語字幕版及び字幕データを制作すること。

コ 各動画について、YouTube、SNS 等での活用を想定したサムネイル又はカバー画像を制作すること。また、サムネイル等は動画からの単純な静止面切り出しにとどまらず、『にいがたふうど』のブランドイメージとの統一性、視認性及び内容理解を考慮したデザインとすること。

サ 各動画のターゲット、目的、尺、本数、役割、出演者イメージ、構成案を明示すること。

(3) 自由提案

業務目的を踏まえ、委託金額の範囲内において、本業務の目的をより効果的に達成できると考えられる企画、手法や成果物がある場合は、積極的に提案すること。

5 納品

契約期限日までに以下の成果品を新潟市農林水産部食と花の推進課へ納品すること。

(1) ブランド基盤構築に関する報告書（任意様式）

ヒアリング及び分析結果、ブランドの方向性、ブランドステートメント、ブランドコンセプト、ブランドの目指す姿（ビジョン）及び今後の展開・活用の方向性その他ブランド基盤構築に関する内容を取りまとめた報告書とし、Word 形式の電子データ及び CD-ROM 等の記録媒体で提出すること。

(2) キービジュアルに関するデータ一式

ア 基本となるキービジュアル及び用途・媒体等に応じた展開案 3 種程度のデータ
イ キービジュアルのデザインコンセプト、使用方法等が分かる資料
ウ WEB、SNS、印刷物、イベント・プロモーション等での活用に必要な各種データ一式

(3) ブランドブックに関するデータ一式

ア 日本語版及び英語版のマスターデータ
イ 日本語版及び英語版の PDF データ（印刷用・WEB 用）
ウ ブランドブックに使用した写真、図版、その他素材等のデータ一式

(4) プロモーション動画に関するデータ一式

ア YouTube、SNS 等での活用を想定したフル HD 以上の 16：9 版及び 9：16 版（MP4 形式）
イ 字幕なし版、日本語字幕版、英語字幕版及び字幕データ
ウ YouTube、SNS 等での活用を想定したサムネイル又はカバー画像データ

(5) その他自由提案等で制作したもの一式

(6) 業務実施報告書（任意様式）

6 著作権

(1) 成果品

成果品の著作権は新潟市に無償で譲渡するものとする。

第三者の著作物を使用する場合、市が成果品をいかに使用しても、第三者からの権利の主張がない状態で納品すること。また、成果品は市が運営するウェブサイト等に随時使用又は複製できるものとする。

(2) 利用範囲

業務の成果品等に、受託事業者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合には、権利は受託事業者に保留されるが、新潟市は業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

- (3) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

7 その他重要事項

- (1) 受託者は、関係法令を遵守すること。
- (2) 業務の実施に当たっては、業務の実施内容の調整及び進捗状況の共有のため、定期的に市と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、疑義がある場合には双方協議の上、業務を進めるものとする。
- (3) 受託者は、委託者から請求があった場合は、業務の進捗状況や成果について随時報告すること。
- (4) 業務遂行にあたり知り得た個人情報、個人情報保護法・新潟市個人情報保護条例に則り適切に管理すること。
- (5) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することは可とする。
- (6) 受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、業務を行うにあたり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (7) 本仕様書はプロポーザル用であり、受託候補者とは内容を協議の上、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で企画提案者等の内容から変更・修正する場合がある。
- (8) 業務終了後、この契約に関する業務評価を行う。